

平成19年（2007年）紀北町6月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成19年6月13日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年6月21日（木）

応 招 議 員

2番	中村健之	3番	近澤チヅル
4番	家崎仁行	5番	川端龍雄
6番	北村博司	7番	玉津 充
8番	尾上壽一	9番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上原晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環 境 管 理 課 副参事	五味 啓	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1 4 番 中本 衛

1 5 番 中津畑正量

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

それではまず、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

これより日程に従い議事に入ります。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により本日の会議録署名議員に、

14番 中本 衛君

15番 中津畑正量君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に日程第 2 委員長報告を行います。

各常任委員会に付託され、審査を行ったものであり、それでは各常任委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 東澄代君。

総務財政常任委員長 東澄代議員

おはようございます。

去る 6 月 14 日、3 階委員会室において、午前 9 時 30 分から平成 19 年 6 月の議会定例会におきまして、総務財政常任委員会に付託されました議案 3 件について、委員全員出席のもとで、各関係担当課の出席を得まして審査を行いました結果を報告いたします。

議案第 51 号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、危機管理課関係ですが、議案 3 ページから 6 ページです。

議案の 5 ページですが、質疑がありましたのは、その他の扶養親族とは団員の扶養家族ということですか。また扶養家族については改正により、1 人につき 167 円がわずかですが、引き上げになったということですか。答弁ですが、団員が扶養家族です。改正につきましては、扶養家族は 2 人目以降一律に 200 円を加算した額が補償基礎額となります。その他の扶養家族の 1 人につき 167 円は削除するものです。

討論なく、全員賛成。

よって原案どおり可とすることに決定しました。

次に議案第 60 号 平成 19 年度紀北町一般会計補正予算（第 1 号）の歳出 9 ページですが、「企画課」部分については質疑がありませんでした。

続いて「危機管理課」部分ですが、歳入 8 ページの町債について、商工債、道路橋りょう債とありますが、過疎対策事業債ですかの質疑があり、予算は目的別のため商工債、道路橋りょう債ではありますが、起債事業は過疎対象事業債でありますとの答弁です。

続いての質疑ですが、積立金はどの基金に積み立てるのですか。答弁ですが、地域づくり事業基金に積み立てます。

続いて地域づくりの事業基金の主な使用目的に対する質疑ですが、使用目的は多様な歴史、伝統、文化産業等の特性を生かした独創的、個性的な魅力あふれたまちづくりを推進す

るための基金でありますという答弁でした。

平成19年度紀北町一般会計補正予算（第1号）、当委員会関係の討論としまして、賛成討論がありました。基金に積み立てる場合は目的をもって積み立て、執行する際は事業の完了で終わるのではなく、何につなげていくかが大切である。

先に述べたことを実行してもらうことを前提に賛成します。

採決により、全員賛成。

原案どおり可とすることに決定しました。

議案第61号ですが、専決処分を求めるについて

「税務課」部分ですが、議案の34ページですが、たばこ税率の改正はすべてのたばこが対象ですかの質疑があり、旧3級品と分類されるわかば、エコー、ゴールデンバットなどのたばこが対象ですとの答弁です。

次の質疑ですが、たばこ税は増税で固定資産税は減税ですかの質疑がありました。たばこ税は現在附則で定めている税率を本則で定めるものです。また固定資産税は65歳以上の方や障害のある方等が翌年度からバリアフリー工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税を3分の1減額するという答弁でした。

討論なく、採決により全員賛成。

原案どおり承認することに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君。

教育民生常任委員長 入江康仁議員

今平成19年度6月定例会において、教育民生常任委員会に付託された審査の結果を報告いたします。

今回の案件は1件でございます。開催日は6月14日、出席者全員出席でございました。

審査は平成19年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についての中の9ページの老人福祉費の1件でございます。

概要については塩崎福祉保健課長から概要説明を行ってまいりました。そのあと質疑に入り、島本委員から20年前の空調設備となると島勝漁村センターに付いていたのと同じ屋上にチラーの付いている型ですかという質疑がございました。答弁といたしまして、本体だけが外部のほうに付いていまして、外でするので腐食して修繕ができないところまできており、限

界まできたという状況です。2階の集会室については別の機械が付いていますので、その部分については今のところ使えるような状態ですという答弁でございました。

また、同じ島本委員からですね、工事を請け負うところは島勝漁村センターでは土木業者が受けて、下請けをしているみたいですが、土木建設の建設業を伴う方が受けてから下請けさせるのですか。それはまだ決まっていないのですかという質疑に対しまして、工事になってきますと福祉保健課では対応できないので、建設課のほうへ設計をお願いしているところであります。また入札については財政課のほうで行っていただき、契約になると思いますという答弁でございました。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、討論なし。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました審査の報告を終わります。

議長

次に、産業建設常任委員長 北村博司君。

産業建設常任委員長 北村博司議員

その前にちょっと事務局にお尋ねしますけれども、財産処分についての要望決議、議員に配布していただいていますか。委員会で決議した。

議長

事務局長。

中野直文議会事務局長

ちょっと配布をしてないそうですので、すぐに配布をさせます。

産業建設常任委員長 北村博司議員

配布してから報告します。

議長

ここで配布のため休憩といたします。

(資料の配布をする)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

産業建設常任委員長 北村博司君。

産業建設常任委員長 北村博司議員

それでは本会議から付託された議案、請願、10件についての産業建設常任委員会での審査の結果についてご報告を申し上げます。

6月14日に開会いたしました。以下順次ご報告申し上げます。

まず議案第52号 財産の処分についてであります。

委員全員7人が出席いたしまして、理事者側は産業建設常任委員会の中村課長以下が出席いたしております。

本件につきましては、本会議でも大変議論になった議案でございまして、午後にまたがって長時間審査が行われました。以下概略の審査内容をご報告申し上げます。

まず冒頭に、産業振興課長のほうから内容についての説明が改めてございました。

紀北町紀伊長島区東長島字風呂ヶ谷1555番地18、これは田山地内でございますけれども、土地7,696.04㎡、立木 2,072本を 1,077万 5,032円で中日本高速道路株式会社に売却しようとするものでございます。その内容でございますが、現況の地目は山林で売却単価は 800円、金額は 615万 6,832円となります。物件の補償は 2,072本の立木の金額 461万 8,200円、内訳が杉3本、桧が 1,984本、クヌギ4本、雑木が81本であります。

これについて各委員から大変熱心なご質疑がございました。最初に、本会議でも議論のありましたことを受けてですね、当地の桧材は尾鷲桧としてブランド化されているということをお話して、直径、胸高直径ですね、20cm以上になると桧のほうが杉よりも値が高くなるというのは全国的な通例であるけれども、尾鷲桧については直径が小さくても今後のことを考えて値を高く付けてもらわないと困ると、知事から町のほうが要望した回答がどのようなことであったのかということが始まりでございました。

これに対して課長のほうから、ご指摘のとおり当地域の桧は尾鷲桧のブランド化となって

いと、一方で中部地方地区用地対策連絡協議会という組織がございます。その補償単価の積算算定標準書というものが、こういうものがございませうけれども、それをこれの補償単価の見直しを知事のほうにお願いしたところ、回答としてはまだきていない。県に電話で問い合わせたところ、これは三重県だけの問題ではなく他の4県、つまりこの中部地方の5県での協議が必要だとして回答がきてない。今後もさらに地域によっては木の品質が違うので、補償単価を見直していただくよう要望してあるということでもございました。そのあともさらに尾鷲松のブランドの意義についての質疑がずっと続きました。

さらに、これから海山区の便ノ山や相賀の町有林が高速道路の用地にかかるのではないかと確認がございまして、これに対して新直轄部分の詳細はまだわかっておりませんが、オームズという工場がある海山区前柱の近くで町有林が高速道路の用地にかかるという説明がございました。

この中身について補償単価の中身について新直轄、国土交通省の単価と中日本高速道路の単価は同じなのかという確認がございました。これに対して課長のほうからは中日本高速道路の単価は18年、調査期日が平成18年だったということで、18年度の単価表で積算していくと、19年度の単価表は出ているけれども、比較すると18年度のほうの単価は高い。しかしながら、中日本高速道路株式会社のほうでは今までどおりの単価でいくということで、土地については800円、新直轄のほう、国土交通省のほうについては単価の見直しがあると聞いているが、まだ定かではないと、新直轄と中日本高速道路株式会社との間で単価に差が出てくるのではないかと懸念しているということでもございます。

このあとさらに、委員のほうから用地交渉にあたって町が積算したり、単価を定めて交渉したりということではできないのかと、今後新直轄の用地交渉になると安くなってくのではないかと懸念しているが、どうだということでもございます。これに対して積算の算定根拠については改めて中部地区用地対策連絡協議会というこの算定標準書を発行している、監修している組織でありますけれども、これに基づいて立木の積算が行われるので、町からの要望では変更することができないのが現状であると。

これに対して、尾鷲市はどういう姿勢で臨んでいるのか、中日本高速が担当しております奥伊勢方面、大紀町あたりの用地買収はどのようになっているのかという、単価基準はどうなっているのかというお尋ねがございまして、課長のほうからは町長答弁のなかで知事に要望するときに尾鷲市も含めてということでも答えているけれども、尾鷲市は三木里地区等がすでに買収されているので、これから単価を変更することは難しかったと聞いていると、確認

はしておりませんがということでございます。奥伊勢方面については担当課のほうでは聞いてない。確認していないというお答えでございました。

このあとさらにですね、委員のほうから県の建設部となっておりますが、という発言でしたけれども、県土整備部のことでありますけれども、中日本高速も国土交通省も県の建設部も土地の場合は値をほぼ合わせていると、買収価格は調整している、そうでなければいろいろな不都合が出てくると聞いているがということでございましたけれども、課長のほうでは単価がほぼ同じということは町としては確認していない。多少の差があるのではないかと、当方では聞いているということでございます。

さらにですね、今回町有林の所在地は田山地区でございますけれども、個人として中日本高速道路と契約しているところはあるのかという確認に対して、買収率は30%台というお答えでございました。

30%契約が進んでいるということは、単価の変更は難しいんではないかという現状認識の発言がございました。これに対して本会議でもこの問題についてご指摘いただいた委員が、長時間にわたって発言がございました。要点のみ申し上げたいと思います。大変長い発言でございましたので要点を申し上げます。要するに杉の評価と桧の評価で桧の評価のほうが低いというのは納得できないと、尾鷲桧は育林形態からしても材質からしても日本一の桧だと思ふ。単価表の評価は東海5県の評価であるが、この地域に当てはめるのはおかしいと、大紀町の山林は大半が杉だと、一方でこの当地方は99%以上が桧の植林で、土井本家が江戸時代から始まる歴史がある。

そうしたことから3月議会で一般質問をしたけれども、そのときの奥山町長のご答弁が尾鷲市長と相談して県知事に要望していくということであった。その結果、尾鷲市の状況を言われていたましたが、それまでに新直轄部分の交渉が進んでいて、途中ですからなかなか尾鷲市としては返答しにくかった思います。これは直轄の誤りであろうと思いますけれども、尾鷲市は直轄ですので、発言どおりお読みいたしますけれども、新直轄分の交渉が進んでいて、途中ですから、なかなか尾鷲市としては返答しにくかったと思う。しかし、尾鷲市の農林課長は桧が杉より低い単価だということはよくわかっていたので、何とかしたかったのしょうけれど、県からおみえになっている尾鷲市の助役が難色を示されたと聞いていると、この情報が市長まで届いていないのではないかという認識というか、そのようなご発言がございました。

実情は一回決めたらなかなか変えられるものではないけれども、この組織ですね、用地対

策連絡協議会に対する要望ではなく、その地域に応じた評価をしなければならないことを知事に求めて、尾鷲林業地域としての評価をしてもらうようにならなければ駄目であると、杉の成長率は高いですが、桧の成長には時間がかかると、その中で木の直径しかみないで算定するのでは、枝打ち等の作業のことは考慮していないのではないかと、さらに尾鷲桧に対する評価を民間企業との評価と比較すると、これは中部電力の単価表でありますけれども、この用地対策連絡協議会の単価表だと直径19cmの桧で 3,090円であるけれども、中部電力のほうでは手入れの行き届いた桧はAランクとして、約1万 2,000円、Bランクで 9,000円、この用対連との差が3倍から4倍の開きがあると、もちろんこれについては木の搬出条件等の違いがあるけれども、30年前に植栽をしたころを考えると、中部電力の単価であってもそんなに高い評価とは思えない。そんな中で杉のほうがさらに評価が高いというのは納得しかねると。このご発言に対して全体の買収価格の問題ではなく、杉と桧の評価が地元とは逆転していることに納得できないということなんですねという、確認がございまして、さきほどのご発言なされた委員が、そのとおりであるというお答えをいただいております。

この中で、ながれの中で今回拒否すべきではないかと、今回の用地の取得に対してですね、一回拒否したほうが良いという発言が複数の方からございました。それで委員長のほうからご提案申し上げて付帯決議をすることで調整できないかということで休憩をとりまして、一方で課長のほうに理事者、町長のほうの意向も確認を求めまして、委員の皆さん付帯決議を付けて、つまり要望決議を別途するということですが、今後、こういった杉と桧の評価が地元の評価と逆転する場合は、今後は認めないということで要望決議をするということで意見が一致いたしました。理事者のほうからもできればこのまま通していただきたいという、町長の意向が伝えられましたけれども、要望決議の内容については了解したと、わかりましたと、わかりましたということはわかりましたということですが、ということでですね、のちほど報告をさせて、最後に報告をさせていただきますけれども、要望決議を別途すると、本会議でも委員会提案で、委員会提案です。意見書を発議するというのがございまして、質疑を終結して委員から見直しの要望を決議していただきますので、今後はこのことを肝に命じて、産業振興課並びに理事者が要望活動をされることを要望いたしまして賛成討論としますという賛成討論がございまして、全員賛成で、財産の処分については可とすることと決定いたしました。

この要望決議についてお手元に配布してございます、お配りしてございますのでご覧いただきたいと思っております。これは議案第52号に対する付帯意見として、東清剛委員と垣内唯好委

員から標準補償単価見直しの要望を出され、協議の結果、可とすることに決定いたしました。

本会議で取り扱いを、今後このあと予定しております意見書発議については、内閣総理大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、三重県知事宛の発議を提出するということで決定いたしております。

内容については朗読をさせていただきます。

要望、財産処分についての要望決議

財産の処分については、標準補償単価の見直しが必要であり、次のとおり要望する。

意見、または要望

中部地区用地対策連絡協議会の用材林の伐採補償標準価格表は、スギ、ヒノキの価格において胸高直径20cmまではスギの単価が高く、尾鷲ヒノキの育林施策がまったく配慮されていません。

このことから標準補償単価については、尾鷲ヒノキ材をよく理解していただき、補償単価の見直しを考慮することと、その地域の育林方法を加味した補償単価にする必要がある。今後、林業の推進を図ることからも、国・県に対し強く働きかけることを要望する。という内容でございます。

全員賛成で、要望決議をいたしております。

引き続いて議案第53号から59号まで、紀北町道の路線認定、これはいずれも関連いたしておりますので、7件を一括議題といたしました。審査は1件ずつ行っております。

最初に第53号 町道永長3号線についてであります。

所管の建設課の山本課長以下が出席いたしております。町道永長3号線につきまして、委員のほうから町道の認定基準はつくっているのかどうかということでお尋ねがございまして、課長のほうからは特に認定基準は作成していないと、道路法による認定である。

これに対して旧海山町では基準があったと聞いているが、見直しを行っているのが、町独自の認定基準を策定していないのかという、これは旧町のとくに不公平感があったからだ、統一されたか確認したいということございまして。課長のほうからは他の自治体では作成しているところもありますが、紀北町では独自の基準はない。例えば民間の開発で道路位置、指定等で住宅が建設されている場合等で、町道認定してほしい場合だと考えますけれども、基準がないと。

これに関連して別な委員からは、建築基準法では道路幅員は4 m以上とあるけれども、どのような認識かということでお尋ねがございました。これに対して課長からは基準幅員は4

mであるけれども、道路のセンター中心ですね、道路センターより2mセットバックという基準がある。道路の中心から2m下げて家を建てなさいという基準があるということで、建築には問題はない。将来的に片側2mずつ空けていきますから、将来的には4mの道路確保できるという基準があるということでした。

これに対して基準を作成する必要があるのではないかとのご指摘が続きました。結局、課長のほうからは開発要綱等による道路認定基準と考えますけれども、現在町において基準はありませんけれども、定める必要があると考えますという認識が示されました。

この結果、討論はなく、全員が賛成して、原案どおり可とすることに決定いたしております。

続いて議案第54号 町道永長4号線であります。

これについては質疑、討論はなく、全員賛成で、原案どおり可とすることに決定いたしております。

続いて議案第55号 町道加田2号線であります。

これについては一委員から質疑がございまして、幅員3mから5mとあるけれども、建築確認基準の4mで施工しないのはどうなのかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、加田2号線の幅員は3mであるけれども、工事用道路として使うため待避場をつくるので5mの部分もあると、3mという基本的な考え方ですが、費用面を考えると、あるいはさきほど申し上げたセットバック、建築基準法上では建物建てる場合は1mのセットバックですね、幅があるという意味ですけれども、この場合は両側になりますね、3mプラス1mということになりますので、建築基準法上は問題ないということで討論はなく、全員賛成で、原案どおり可とすることに決定いたしました。

次に議案第56号 町道加田3号線であります。

これについて委員から既設の古里江の浦線の一部を付け替えるわけですから、この加田3号線の新たな認定は必要ないのではないかとのご発言がございました。これに対して課長からは、町道古里江の浦線の変更で廃止扱いになる箇所を認定すると、この加田3号線沿いには飲食店がありますので、町道認定の必要があるということでした。トンネルの手前のところですけども。

それから跨線橋が撤去されますけれども、認定の変更はあるのかということでした。今、長島ずい道片側の入口付近にある跨線橋ですけども、鉄道が下を通っている跨線橋のことですけども、撤去後、町道の起点終点の変更があれば変更認定が必要になってく

るという答えでございました。

この橋の跨線橋の架け替えによってですね、あの町道が通学路でございますけれども、生徒の通学に遠くならないか、工事中の安全対策はどうかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは通学路は遠回りになるけれども、現在の跨線橋は老朽化しているので撤去しなければならないのを理解してほしいと、ただし跨線橋の撤去は24年度ということでございます。高速道路の建設工事期間と一部重複するが安全確保を図っていくと、一部高速道路のアクセス道路の工事と一部重なる部分があるけれども、生徒の通学については十分な安全確保を図るというお約束をいただいております。

それから高速道路の建設場所の反対側、反対側になります、42号線を挟んで反対側に工事用道路がなぜいるのかというお尋ねがございましたけれども、これは海野地区から林道を利用して江の浦トンネルの上を通過して、国道のトンネルを通過してする林道を利用して工事用道路がつくられるためだということでございます。

討論がなく、原案どおり可とすることに決定いたしております。

次に議案第57号 町道井の島山本5号線でございます。

これに対して既設の町道部分に未登記物件はないのか、新しく認定する部分について登記処理をしっかりとるよう要望するというご発言がございまして、町内の町道には未登記物件があるけれども、既存の井の島山本5号線にあるかどうかは、未登記物件があるかどうかは、確認していないということで、回答はできないということでございます。

討論がなく、全員賛成で、原案どおり可とすることに決定いたしております。

引き続き議案第58号 町道古里江の浦線であります。

路線変更でございます。これについて質疑、討論もなく、原案どおり可とすることに決定いたしております。

もう1件、議案第59号、これも町道の路線変更です。認定ではなく路線変更であります、町道古里6号線であります。

これについて質疑、討論もなく、全員賛成で、原案どおり可とすることに決定いたしております。

次に議案第60号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてを議題といたしました。

最初に「建設課」関係分でありますけれども、加田踏切の工事関係についての確認がございました。予算額は4,500万円だけれども、本町の全体の工事負担分はどのぐらいになるか、

工事費用はどのぐらいになるかというお尋ねがございまして、これに対して山本課長からは21年度以降に加田踏切、JRの加田踏切に警報機、遮断機を設置すること、及び町道古里江の浦線の一部の工事費用が発生するので、全体で3億7,000万円ほどの事業費のうち、1億2,850万円が町負担となってくるということでございます。これの引き充てる町債については過疎債を充当するというところでございます。

次に「産業振興課」関係分を議題といたしました。

この予算のうち、道の駅紀伊長島マンボウの拡充計画について、平成17年度から国交省に対してトイレと駐車場の増を要望してきたと、18年度に予算化され、国土交通省が動いてくれていると、そのなかで町の負担が発生してくるということでございます。今回の補正の道の駅紀伊長島マンボウ休憩所整備事業費の増ということについては、今回は用地補償だけあって、工事費用等については来年度に予定しているということでございます。

この用地費の用地の地権者は1人ですかという確認がありました。実は委員会では2人という答弁でしたんですが、説明でしたんですが、委員会終了後に訂正の申し出がありまして、担当課から。地権者は1人です。ただ上ものと申しますか、建物の所有者が別途おります。ですから土地、建物別々の所有者ということになります。地権者としては1人という訂正の申し出がありましたので、委員会の内容とはちょっとその部分が違ってまいります。ご報告申し上げておきます。

用地の広さは248.09㎡であります。過疎債を適用していただきますので、7割が交付税に参入されて戻ってくるということでございます。

来年度もこの引き続いてこの工事費が予算化されますけれども、これも過疎債を適用させるということでございます。

この説明に対して総事業費の確認がございました。概算で4,500万円ということの説明はこれまで行われまして、この中には1,200万円の用地費、それから2,700万円で整備区域の工事としてボックスカルバートを入れて、既設のマンボウとの連絡道をつくること、駐車場をつくる費用があります。あと詳細設計については600万円かかるという、これまで説明がされたわけですが、それについては国交省との交渉の結果、断定はできないけれども国交省との負担でやっていただけるというような話が進んでいるということでございます。

ですから、その総事業費については今のところまだ確定はできていないと、これに対して委員のほうから設計は国土交通省がすべきで、費用も負担してもらえと、町の持ち出しが減るようにやっていただきたいと思うということで、課長のほうからも国土交通省に強く要望

していくというお返事がございました。

なお、道の駅紀伊長島マンボウは孫太郎公園管理センターの半分を町が借り受けているということであるので、県との協議もやっているかということに対して、課長のほうからは今のところまだ県との協議はやっていないと、この予算が成立次第よく調査してやってまいりたいというお答えがございました。

町の工事分の地権者に対する用地補償について、単価は国土交通省と単価が同じなのかという確認がございました。国土交通省側の地権者は7件、町は1件ですけれども、補償単価につきましては国土交通省の鑑定に基づいた単価を適用して現在予算計上していると、今後行う交渉もその単価を適用していきたいということでございます。

次に「産業振興課」関係の中で確認がございまして、当初予算の際に水産業総務費の中で、名鉄マーチ会費とジャパントラベルネットワーク会費が、これは当時の課長でありますけれども、直近の補正予算で減額するということを発言いたしております。今回の補正予算の中で減額補正がなされていないので、どうなったんだという確認がございました。これについて課長のほうからは9月の補正予算で減額補正すると、前任者から引き継ぎを受けていますので、忘れてはおりませんということでございます。

以上、当常任委員会所管分の審査を終わりました、討論、採決の結果、討論はなく、全員賛成で、所管分を可とすることで決定いたしております。

引き続いて請願第1号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書を議題といたしております。

主な内容は農産物の輸入関税が全面的に撤廃されることになれば、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになる。日豪EPA/FTA交渉にあたっては、重要品目を交渉から除外するなど、意見書を政府関係者に提出していただくとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願いしたいということで、請願者、食とみどり、水を守る三重県連絡会議という団体でございます。

紹介議員が入江康仁議員でありますので、紹介議員にご出席をいただき、ご説明をいただきました。入江議員の説明について要点を申し上げます。

日豪EPA交渉として二国間でやっているけれども、それは世界貿易機構があるということに抵触しているのではないかと、また日豪の二国間交渉を通すことは、次はアメリカとの日米二国間交渉になりかねない。そうした中、日豪の合意になれば、農業に従事している人は価格的に競争できないことになる。いつまでも反対できないけれども、農民が力を付けてか

ら農作物の自由化をやっていただきたいという気持ちで請願を提出いたしているということでございました。

これに対して委員のほうからは、この提出者の食とみどり、水を守る三重県連絡会議という団体の内容についてのお尋ねがございました。性格ですね、団体の。紹介議員からは三重県の中で農協関係団体の横のつながりがあり、主になっているのは農協で、その外部組織のような存在、行政とのかかわりも深い団体であるということでもあります。

NPO等の法人や個人ではないのかという確認に対して、NPO法人ではない。政治的な活動をする団体であるということでございます。農協ではできないことが、この団体ではやれると理解していただきたいということでございます。

住所の確認もございまして、農協の事務所の中にある団体といった感じでしょうかという確認がございました。そのとおりだと思うという紹介議員のお答えがございました。

この請願に対して委員からのご意見ございまして、おひとかたからは農業従事者にとって切実な問題です。ただ当町にとってはあまり関係ないようにも思いますが、松阪市にいけますと大いに関係のあることだと思うので、そういうことも含めて第一次産業の農業を守るという意味からしても賛成したい。

もう一方からは、今回二国間交渉ということだが、これは世界貿易協定関係で一応二国間で進めよと言っているものでないのでしょうか。世界貿易協定との関係がわかりましたらお答えいただきたいということでお尋ねがございまして、紹介議員からは日豪間の二国間で交渉しますと、世界貿易機構のFTAにはっきりとは言えないけれども抵触することになると思う。これが通ってしまうと、多分今度はアメリカとの二国間交渉になると思うので、そうなれば先進国の力のあるところであれば、こういったことがまかり通ることになりかねない。一つの例にしないためにもやめてほしいということであると、農業者を守ることが第一であるということでございます。

別の委員からは、日本の農業を考えると、農業従事者が減少し、高齢化が進んで農業面積が減少していると、耕作放棄地がどんどん増えていると、その中でも有数の食料生産国であるオーストラリアと二国間交渉を進めて関税をなくせ、オーストラリアは関税なくせと求めていると、しかし、主要4品目か5品目にどうしても関税をかけないと駄目だろうと、一番いい例として林産物は現在無税の取り引きになっていますので、どんどん取り引きがなくなってしまいました。そうしたことから農業、林業ともに関税が必要だと思う。作物が大量に入ってくることは日本の自給率が下がってしまい、大変な問題であるということ、ご発言

がございました。

以上で、若干討論的な質疑もございましたけれども、討論がございまして、一委員からは食料の自給率は国内では30%台と以前からみてもかなり低下していると、安全な食料を確保していくためにも、自然環境の保全や良好な景観形成にも、農業をこれ以上衰退させることはできないと思っているので賛成であると。

別の委員は、農業者が力をつけるためにはしばらくの猶予ということだと思ってくれるけれども、それだと若干弱いかなという感じがするけれども、基本的には日本の農業を守り、自給率を維持する立場から趣旨としては賛成である。

以上で請願につきましては、全員賛成で採択することに決定いたしております。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました議案、請願の審査結果の報告を終わります。

議長

以上で、各担当委員会で審査いただいた案件についての委員長報告を終わります。

議長

本日、追加議案が提出されております。議会運営委員会を開催をお願いするにあたり、ここで11時まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 35分)

(議会運営委員会の開催)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 15分)

議長

さきほどの議運が少し時間を長引き、会議時間の私が宣言した時間より遅れましたことを

誠に申し訳ございませんでした。ここにお詫びを申し上げます。

議長

それでは、さきほどの議会運営委員会の協議結果について、ご報告を申し上げます。

追加議案についてであります。町より山本踏切の拡幅工事に伴うJRとの工事施行協定の締結についての議案が提出され、受理することとし、追加日程として取り扱うことの確認のなされました。

また、産業建設常任委員長から会議規則第14条第3項の規定に基づき、損失補償算定標準書の改正に関する意見書案が提出され、受理することとし、追加日程として議題とすることの確認がなされました。

本日の議事日程終了後に追加議案日程としてお願いすることといたしたいと考えております。その旨をご了承ください。

議長

それでは日程に従い、議事に入ります。

それではこれより、各常任委員長報告に対しての質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第51号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第60号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、総務財政委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第61号 専決処分の承認を求めるについての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

議長

続いて教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第60号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

議長

続いて産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第52号 財産の処分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

15番 中津畑、質疑をさせていただきます。

この3月議会からの経過、また本52号についての案件についてはですね、かなり時間経過もあります。その中で尾鷲ブランドの桧としての件については、私もよくわかるんです。ただ委員長に聞きたいのは、その中で尾鷲市についてはすでに一部売り払いができていて、済んでいるところもあるので、非常に単価の見返りは難しいという話も出ております。

そういう意味では、この論点となっている桧と杉の値段の相違、尾鷲ブランドとしての桧の単価は安いのはいけないというのはよくわかるんですが、尾鷲等との尾鷲桧という尾鷲の名前が付いているからということではないですが、桧の単価の安いのはけしからんではないかということで、この要望決議も出されている。そういう点では民間とのですね、安くても

高くても公平感がなくてはいけないと思うんですが、そういう点では論議はなかったですか。その点をお聞きしておきます。

議長

産業建設常任委員長 北村博司君。

産業建設常任委員長 北村博司議員

中津畑議員のご質疑にお答え申し上げます。

高い安いという問題は、金額の問題ではなしに、単価、評価がですね、杉と桧の逆転しているのではないかと、地元の評価と。その辺が納得いかないという委員の大多数の方のご意見でございました。

それと民間との違いというのは、さきほど一民間企業の例がご報告申し上げましたけれども、状況によって相当違いますし、買収する用途も違うわけですから、一概には言えませんが、かなりの差があるということで、買収総額が納得できないということではなしに、評価が逆転しておるのではないかと、杉と桧の。それは3月議会での前回のご意見等々も同じようなものだったと記憶しております。

以上、お答えいたします。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第53号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第54号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第55号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第56号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第57号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

57号について質疑いたします。

これは委員長にお伺いします。質疑の中でも出ましたけれど、この終点が延びたということで、今回の町道認定の議案になっておるわけでございますけれど、質疑のときにあったのは、確かに民地にヒューム管が通っている、排水管ですか、通っているということです。これは現地も私も見せてもらいましたけども、実際にはですね、この42号線を旧の建設省が買収するときに、恐らく付けたもんだらうということで、二代、三代変わっている持ち主が地主が。そういうことで非常にわかりにくい状況が一つあるということも聞いておりますが、こちら辺については委員会では質疑を受けたことですので、中身として話は出なかったでしょうかね。民地にヒューム管が、排水管が通っているという点。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えいたします。委員会審査の中においては、登記物件、未登記の議論だけでございまして、いわゆる私有地に埋設されておるヒューム管の質疑はございませんでした。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第58号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第59号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

議案第60号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、産業建設常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

7番、委員長にお尋ねします。議案説明のときに、このマンボウの休憩整備事業 1,268万2,000円のうち、土地の購入で 808万8,000円、それから補填賠償金等で 458万2,000円というふうに説明受けました。さきほどの委員長の説明の中で、そのうち土地のですね広さが 248㎡とお伺いしましたんですが、間違いないでしょうか。土地の。

それですね、この単価計算しますと、土地がですね約ですが、平米3万2,000円、坪単価ですね、10万6,000円ということになるんですが、これらですね評価額が適正かどうかということについての質疑等はございませんでしたでしょうか。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えいたします。土地の単価ですが、これにつきましてはですね、国土交通省の鑑定に基づいた単価を適用するということをごさいますて、高いか安いかは委員会の承知している

ところではございません。国土交通省がそのように評価している。鑑定しているということでございます。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に請願第1号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで産業建設常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長ご苦労様です。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3

議長

日程第3 議案第51号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第51号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第4

議長

次に日程第4 議案第52号 財産の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第52号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第 5

議長

次に日程第 5 議案第53号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 5 議案第53号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第 6

議長

次に日程第 6 議案第54号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。
討論を行います。

反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 6 議案第54号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第 7

議長

次に日程第 7 議案第55号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。
討論を行います。

反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第55号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第8

議長

次に日程第8 議案第56号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第56号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第9

議長

次に日程第9 議案第57号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありますか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議案第57号について賛成討論をいたします。

これはさきほども委員長にも質問をいたしましたけれど、この終点を国道に沿ってですね、国交省から移管されるものである。この反対側もそう、53号、54号の議案もそうでしたが、非常に整備されてね、きれいな道路になっております。相当数長くこの良い道路が続くと思われ、近辺の方も非常に喜ばれているという状況であります。

ただ、さきほども申しましたが、60数年前にですね、これはヒューム管を恐らくこの道路をつくる時だと思いますが、原因は定かではないと思います、現在。民地にヒューム管、排水管が通っておる。これをコンクリを流し込んで一応詰めてあるという状況が一つあります。これは町側でも建設省、旧建設省、今の国交省でも何が原因だったかわかりにくい。つかみにくいことだと思いますが、できたら古い資料等もぜひ重ねて、今の持ち主には丁寧と

いいですか、きちっとした対応をしてあげていただきたい。わからなかったらもう仕方がないという、と言ってもいいぐらいの年数が経っているのが現状であります。

それともう一つは、この井の島線5号線についてはですね、非常にこの私質疑のときにも申しましたけれど、排水路、用水路といいますか、これは田んぼの水の関係もあるかも知れませんが、非常に危険な状況になっております。子どもたちが多い中でケガ人も出ておる現状の中です、この改修も含めて要望いたしまして、この国道に関する町道の移管、これについては全面的に良くなったということで、賛成討論とさせていただきます。

議長

他に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第57号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第10

議長

次に日程第10 議案第58号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第58号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第11

議長

次に日程第11 議案第59号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第59号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第12

議長

次に日程第12 議案第60号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第60号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第13

議長

次に日程第13 議案第61号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。
討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は承認するであります。

お諮りします。

日程第13 議案第61号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、承認することに決定しました。

日程第14

議長

次に日程第14 請願第1号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第14 請願第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

議長

ここで暫時休憩いたします。

資料を配らせていただきます。

(自席で暫時休憩)

(資 料 の 配 布)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

今期定例会中に、理事者から議案1件と、議員から意見書案が提出され、すでに議会運営委員会において協議をいただき、確認をいたしております。

なお、本日、請願案件が採択されたことにより、議員からの意見書案が提出されました。お諮りします。

この3件を日程に追加し、別紙のとおり追加議事日程として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号ほか2件については日程に追加し、追加議事日程のとおり議題とすることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審議に入ります。

追加日程第1

議長

次に追加日程第1 議案第62号 工事施行協定の締結についてを議題といたします。

まず提案者より、提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

本定例会に追加上程いたしました案件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第62号 工事施行協定の締結について

本議案につきましては、紀勢本線紀伊長島・三野瀬間山本踏切道拡幅工事にあたり、去る6月13日に協定の相手方である東海旅客鉄道株式会社から、この工事にかかる協定書が送付され、締結しようとするものでありますが、予定価格が5,000万円以上でありますので、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により、議会の

議決を求めるものであります。

契約の方法につきましては、協定とし、契約金額が1億517万円、協定の相手方は名古屋市中村区名駅一丁目3番4号 東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部長 後藤晴男であります。

この案件の詳細につきましては、お手元の資料に基づき建設課長に説明いたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

続いて内容説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは議案第62号についてご説明申し上げます。

議案第62号 工事施行協定の締結について

次のとおり工事施行協定を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 紀勢本線紀伊長島・三野瀬間山本踏切道拡幅工事
2. 契約の方法 協定
3. 契約の金額 1億517万円
4. 協定の相手方 名古屋市中村区名駅一丁目3番4号
東海旅客鉄道株式会社
東海鉄道事業本部長
後藤晴男

平成19年6月21日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

「紀北町の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

この事業につきましては、平成12年度より事業着手しております町道永長線道路改良事業のうち、山本踏切道の拡幅工事について鉄道事業者である東海旅客鉄道株式会社と協定書を締結いたしまして、踏切道の拡幅工事を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして工事概要の資料でございます。

(以下資料により詳細に説明)

議長

以上で提案理由の説明及び内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

あのですねこれ突然のですね、こんな多額なですね工事施行協定の締結を提出されたわけなんですけども、ちょっと納得できるものではないと思っておりますが、20年度ですね工事費も含めて契約になっておりますけども、それならですね債務負担行為の補正も必要なんじゃないですか。ちょっとお聞きします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。予算につきましてはですね、19年度分は当初に認めていただいておりますし、20年度分の工事につきましては債務負担行為で、永長線道路改良工事に伴う工事委託料ということで、債務負担行為で平成19年度から20年度までということで9,560万円をお認めいただいております。

議長

ほかにございませんか。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

6番 北村、あえて申し上げておきたいんですが、こういった多額の前者の発言にもございましたが、1億円超えるようなものは本会議の開会に間に合わせて締結して、初日に上程して担当の常任委員会に付託して、十分な審査を必要とすると私は考えます。

相手側があるんで、その都合はありましても万難を配してやっぱり開会日に間に合わせる、協定締結を。その辺の取り組みがどうだったのかということをお聞きしたい。

それと工事、3年前の水害で、ここの橋りょうが流出しました。橋脚がですね1基流出して、そのあとの復旧工事に大変長い期間がかかる。これはJR特有の丁寧な工事かどうか私はわかりませんが、あそこが通行禁止に長いことになって、大変あそこは生活道であ

り、傍に交番もあるわけで、その辺の通行禁止がどのぐらいの期間を要するのか、3ヵ月丸々通行禁止になるのか、最近では国交省の国道工事を見ますと、できるだけ通行車両に迷惑かけないようにと言って、非常にほとんど全面通行禁止というのは滅多にやらないですね。その辺のJR、これはJRに工事委託するわけですから、その辺の協議はどうなっておるのか。放っておいたらずっと通行禁止になりかねない感じが私は見てていつも思うんですが、その辺のこういった話し合いになっているのか。

それから橋りょう鉄橋、赤羽橋りょうというのはこれは赤羽橋りょう、あれを指すのか、ひょっとしたら旧トロッコのガードの部分の橋りょうかなという気もしますが、あれは赤羽橋というのですか、私はこれちょっと初めて聞くんですが、その辺の確認をいたしたい。

それから仮設の踏切というのは、どこへ仮設の踏切をつくるのですか。

以上、3点です。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず工事規制でございますけれども、平成19年度におきましては、さきほど説明いたしましたように、9月の下旬から11月の下旬の3ヵ月を予定しております。JRとの協議の中では、約1ヵ月間の規制が必要ということで協議を行っております。この期間につきましては、できるかぎり短縮できる方向で再度JRと協議を行っていきたいと考えております。

また20年度におきましては、9月中旬から12月中旬までの約4ヵ月の工期でございますけれども、この間につきましてもJRとの協議の中で、約3ヵ月の交通規制が必要であるというふうに聞いております。たださきほど申しましたように、この周辺に住宅、また商店等もございますので、できる限り住民の皆様に影響のない範囲で短縮できるように協議していきたいと考えております。

また2点目の赤羽橋りょうでございますけれども、この名称につきましてはJRの現在施設でございますので、JR側の施設名称でございます。場所でございますか、場所につきましては現在の踏切から駅寄りにですね、4mほどの鉄橋がございます。その部分でございます。現在は鉄橋となっております。

また工事費のですね、3点目の仮設でございますけれども、現在の3mの踏切のですね、軌道部分を撤去いたしまして、最終的には軌道内にブロックを設置いたしますけれども、19

年度におきましては仮舗装ということになりますので、そういう意味で仮設という表現でございます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員に言われました提案が本会議に上程すべきであろうということで、今回このような仕儀になったわけなんですけど、相手がJRのほうからの書類等の到着が大変遅れたということになりましたので、申し訳ないと思います。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

先に建設課長ご存じないかわからんですけども、私が子どもの小学生ぐらいかな、小学校上がる前かな、あそこを軌道敷が通っていたんですよ。あれは森林鉄道というのかな、何というの正式には。あれは軌道のトロッコの組合かなんかで名倉港まで行っていた。これは所有権はどうなっているのか、ちょっと私わかりかねますけども、町有地になっておるのかな、下は。あれずっと細長くあるはずなんですよ、旧軌道敷が。その橋だろうと思うんですよ。橋というかガードですね、下を通る。ちょっとその確認です。知らなかったら知っている人にちょっと聞いてみてください。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。議員が今言われましたように過去には軌道と、トロッコ道ということになっておったようなことは、私も聞いております。ただ鉄道のですね、鉄道の軌道内の底地ですね、これにつきましてはJRの所有となっております。鉄道の敷地以外の部分ですね、町道になっておる部分は町道の敷地ということで町の所有となっております。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、この今回ですね、この補正でこの1億517万円、この工事と、それで工事の金額とですね、一般補正予算で約7,000万だけ出ておるんですよ。合計1億8,000万円出ておるんです。こういう中でですよ、前回もこの契約等のいろんなことがあるかもわからんけどさ、相手側があるんだもん。さきほど前者議員の北村議員も言ったように、今までの交渉の中でですよ、あなたは財政改革をやって財政が苦しいんだ、厳しいんだと言いながらですよ、福祉のたかが200万円、300万円削った中で今まで答弁してきてですよ。1億も1億8,000万円もどないして金が出てくるの。金がたくさんあるんじゃないの、そんなら。納得できないよこれは。

あなた方の出し方はどういうことなん。町長、これは。人に対しては全体に対しては財政が厳しい、苦しんだと言うていろいろなもの削減しておいてですよ。この踏切は今やらなあかん事業ですか。これ何10年ももうこのままでやってきたんじゃないですか。まだ交通の体系の道路が厳しいときでもこの幅でやってきたんでしょ。まだこの中においてはですよ、玉地区もあり、いろんなところの道路の拡幅は皆やってきたじゃないですか。これはとてもやないけど、あなたの出し方があまりにも問題があり過ぎる。町民には皆財政が厳しいなんだかんだと言ってきてですよ。今になってこの工事ですか。

そして本当に財政が苦しいんだったら、当然このJRとの話の中で財政が厳しくて、一遍にはできないと、これは以前の問題になるけどもですよ。ここにあるように12年から18年までの約2億5,000万円使ってますよね、これ。これ総事業費が3億7,600万円ですよ。それで今本当にあんた厳しいんだったら、これを分割、どうしてもせんならんというのやったら、分割してですよ。したって問題のないところじゃないですか。たかが4,500万円の国交省の付随工事に対しての補正予算に対しては説明全員協議会もやってやった。その中でもまた財政のお金の出し方によって問題があったけども指摘した。それは私は引っ込めた。

しかし、こういう出し方してくるって、補正予算というものはあくまでも何千万単位が何百万の単位のものでしょ。当初予算は何のためにあるんですか。馬鹿な出し方ないよ、これは。それだったら福祉もきちんとやってからにきなさいよ。なぜ今なんですか、こんだけのお金も出して1億円から。これは町民も見ている、町民も納得しませんよ、これは。どこにお金があるの、私ども議会も今回いろんな当初のときにですね、いろんな歳費も皆条例をつくってカットしたじゃない。協力したじゃないですか。その中の1億8,000万円で、この補正予算で、あまりにも議会軽視じゃないの、これ。あまりにも議会軽視じゃないの、これは。

当然ここまで来るのだったら、今までの前者議員が言ったように、JRとの交渉もきちんと並べて全員協議会で説明をしてですよ、そしてある程度の期間も置いて煮詰めて、それからするのがそうでしょう。この億の金が私は補正予算の中ですね、バンバン出してくる気が知れんこれは。こんなもの認めるわけにできんよこれは。いくら相手方おったってお金のないものに相手方も出せ出せと言わないでしょう。どんだけ出せるの一体。1億8,000万円だよ、今回の予算で出してくておるのは補正予算で、全体。契約は契約で今回は1,000万だけでしょう。来期の20年度のも契約するということになっておるんでしょう。だけど今、私は今なぜ財政が苦しいというときに、なぜこの1億円からのものを出してくるんだということなんですよ。いくら相手があるって言ったってそれは違うでしょう。

私どもそんなら個人として考えてみなさいよ、町長。あなたがお金ないのにやりなさい、やりなさいって、そんならあなたないないと言うておって金出してくるんですか。そんなもんじゃないだろう。これは町民の税金ですよ。借りにしたって返済は町民の税金でするんでしょう。あまりにもあんたあれしておるわ、それで、そのとこどうですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。この1億500万円については当初予算で認められておるものであります。この議案62号はですね、締結について協定、言うたら普通に言えば契約についてお認めいただくということなんでありませう。

そういうことですよ。あなたちょっと誤解されている。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや当初は認められておるのは、認めたのは皆さん認めた。僕は反対しているんですわ。それはそれでいいよ。認めておるんだったら、だけど契約は今なぜかというところなんですよ、私は。今なぜこれを補正予算に出してせなならんの。そんなんやったら当初で出しておるんだったら、なぜ当初でこれ出してこないの。

そのとこちょっと明確に教えてください。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほど申し上げましたとおりですね、6月13日に協定の相手方である東海旅客鉄道株式会社から、この工事に関する協定書が送付されたわけなので、今回になりました。これはもうはなから当初予算に間に合うように来るのであれば、当初の上程をさせていただいております。そういうことでございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

当初予算で認めておるといけど、予算の中での説明ありました、これ。

わかりました。えらい私は当初予算のそんだったら私のそのとこのね、あれを重要なところを見落とした私に責任ありますんで、そやけどこれからはですね、やはりこういうことは説明もする時間もいただきたい。当初予算のときにしたか。そういうことでしたんですね。はいわかりました。

議長

ほかにございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

ちょっと戻しまして、図面に関してですけども、横断図は載ってますけども、これ縦断図がわからん。現在の踏切は真ん中が盛り上がってまして、対向の車が見通しが悪いんですね。ですからその辺で縦断勾配の改良をしっかりお願いしていかないといけないと思ひまして、それをよく交渉の中、設計の中でやっていただくようお願いいたします。

その辺どうですか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今、議員が言われたようにですね、新長島橋から向かって踏切側の勾配は確かに急勾配でございます。今回の計画によりましてですね、道路構造令に基づきまして、勾配は修正する計画でございますので、現在の勾配については緩和されるということでございます。

議長

ほかにございせんか。

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

さきほど北村議員が言われたんですけども、通行止めのことなんですけどね。一月ぐらい前でしたかね、新聞屋さんなんですけど、新聞の販売店やっておる人なんですけどもね。今度あそこの山本の踏切が広がるらしいんですけども、通行止めはないやろなということ言われたんですわ。私ははっきり知らなんだもんで、今の時代やでほとんど通行止めなしでやれるやろと、えらい軽率なことを言うたっんですけども、できるだけその通行止めはなしにできんですかね。その新聞屋さんということで、どうしても順路としてあそこの踏切をわたらんならんと、これが通行止めになるまた迂回していろいろ仕事に支障来すということ言われたんですけどね。そののとちょっと町のほうからその事情をお願いできませんかね。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。交通規制につきましてはですね、非常にご迷惑をかけるわけですが、何分踏切ということですね、列車の安全性、列車の走行の安全性ですね、その辺のところを鉄道事業者が重要視しているという部分もございます。ただ、今後ですね、工程調整等ですね十分に行いまして、できる限り短縮する方向で協議を重ねたいと思っております。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

さきほどの私の質問にですね、この当初予算の債務負担行為に対しての永長線のとこの、9,550万円あがってますね。これさっき説明したって言うけど、しましたか、本当に。これだけ確認しておいてください。これだけ確認して、私もこれ記憶にないから聞いた。その説明がなかったら私今度は引かないよ。説明したって言うからわしは引いたけど。

議長

確認はいたさせます。

11番 入江康仁議員

これはあくまでも、私もこの中で質問して、説明したと言うたらか私も聞き間違いか、何かあったら引いたんですから、私個人の議員としてのあれもありますからね、これはきちん

としてもらう。これしてなかったら私もビデオ撮ってますから見ます。してなかったら私もこれ引かないよ、今度は。

議長

議事進行ですので、私から確認させますんで、答弁させます。

議長

ここで暫時休憩といたします。

(自席で暫時休憩)

議長

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

それではさきほどの議事進行についての答弁をいたさすということでしたので、奥山町長により答弁をお願いいたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

入江議員のご指摘に関しましては、確認されていない部分もあって、議員には以外な展開になりましたが、行政側にも説明不足の点もあり、申し訳ないと思っております。この点ご理解いただき、入江議員並びに議員の皆様にはお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

続いて討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

当議案についての反対討論を行います。

議案の中身については4月25日の議員説明会にて説明を受けております工事のことでありまして、必要性については理解をしております。反対の理由は、町長の仕事のやり方についてであります。

なぜ定例会最終日の追加議案で、この議案が出てくるのでありましょうか。計画性を持った仕事をしていれば、当初議案として出せたはずだと思います。この形ですと常任委員会で検討するなど、議会の機能がなし崩しになる恐れがあると思います。このような議案の出し方は緊急事態しか認められないものと思います。

したがって、当議案をこのタイミングで賛成することはできません。

以上です。

議長

賛成討論される方はございませんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷 節夫議員

議案第62号 工事施行協定の締結についてを賛成いたします。

賛成討論を行います。私は紀伊長島赤羽村に生まれて、その悲願のあそこの踏切の拡充だと思っております。と言いますのは、前者議員も質問があったように、長島側と赤羽側の傾斜が非常に急な傾斜であります。その上に3mという狭い道路で、今はトルコンになって車も便利なんですけど、昔はギアチェンジで行くときに、あの上まで行かないと下の車が見えなくて事故も多く発生したわけなんです。

それからまた近年言われている、やはり地震のときにも、あの道が広ければ多くの人の逃げ場としての道路かとも思っております。そうした悲願の中でやっといろいろと予算も付きました、やっと拡張になることになってですね、できるだけ前者議員のあるように交通止めなんかも配慮しながらですね、1日も早く完成を願うものであります。

以上をもって賛成討論といたします。よろしくご理解お願いします。

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 議案第62号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり、可決することに決定しました。

追加日程第2

議長

次に追加日程第2 意見書案第1号 損失補償算定標準書の改正に関する意見書を議題といたします。

提案者より、提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

産業建設常任委員長 北村博司君。

産業建設常任委員長 北村博司議員

6番 北村博司、追加上程されました意見書案第1号について、提案の趣旨並びに理由を申し上げます。

本件につきましては、産業建設常任委員会の委員会発議ということで取り扱っていただきました。したがって、私は常任委員長の職名をもっての提出者でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

損失補償算定標準書の改正に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

さきほど可決されました財産処分についての委員会での要望決議を受けての意見書案でございます。内容を朗読させていただきます。

損失補償算定標準書の改正に関する意見書（案）

尾鷲地方は、三重県の南部、紀伊半島南端の潮岬と志摩半島の間、東紀州の玄関口に位置し、前面に黒潮躍る熊野灘、背後には日本有数の原生林が残る大台山系に連なる急峻な山々に囲まれた地域であり、また、年間を通じて温暖で降水量が多いという育林に恵まれた気候条件のもと、古くから林業が盛んな地域であり、そのほとんどをヒノキの人工林が占めている。

尾鷲ヒノキの大きな特徴は、赤味が多く、年輪が緻密で節が少なく、剛性がある。このような、気象状況が樹木の成長に良かったことや、紀州藩が江戸時代から山を民間に任せたことによって、生業として造林業が古くから盛んに行われ、商品として良い木材の生産のため施業方法が確立され、密植と多間伐で年輪が緻密な赤味の強いヒノキ「尾鷲ヒノキ」として市場から高く評価されている。特に関東大震災以来「地震に強い尾鷲材」と言われ、尾鷲ヒノキの芯持柱は、その強度が称賛されてきた。

しかしながら、平成18年4月社団法人 中部建設協会発行の損失補償算定標準書による用材林の伐採補償標準価格表では、胸高直径5cmから19cmまでは1本当たりの価格がヒノキよりスギが高くなっている。この価格表が国や県等が実施する事業で使用されており、尾鷲ヒノキの育林方法がまったく考慮されていないのが実態である。

尾鷲ヒノキの素晴らしさは変わることはなく、今でも日本、あるいは世界中探しても、これほど素晴らしい人が育てた木材は未だなく、その素晴らしさを多くの人々が身近に知っていただくことが、今後とも林業の振興を図ることにもつながることである。

よって、政府におかれては、尾鷲ヒノキ材をよく理解され、その地域の育林方法を加味した用材林の伐採補償価格に見直しされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月21日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 尾 上 壽 一

この1枚目の意見書案につきましては、政府関係の内閣総理大臣 安倍晋三、国土交通大臣 冬柴鐵三、農林水産大臣 赤城徳彦、お三方宛でございます。

意見書案の2枚目にあるものは、下から本文の3行目の政府におかれてはという部分を、

県当局におかれてはという読み替えた文書でございます。これは三重県知事 野呂昭彦宛に送付を予定いたしております。実質的には同じものでございますけれども、宛て先によって下から3行目の部分、一部を政府と県当局と読み替えているだけの違いでございます。

以上、慎重ご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長

以上で提案の趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございますか。

21番 谷節夫君。

21番 谷 節夫議員

意見書第1号 損失補償算定標準書の改正に関する意見書に、賛成討論をいたします。

私は議員になって以来、今回これは定かではないんですが、確かそうなんですけども、紀北町の議会から政府関係、あるいは三重県知事に対してこうした意見書を出せるということ誇りといたします。

と言いますのも、建設常任委員会です、一議員の発言がこうして尾鷲材ヒノキ、いわゆる私たちのまち紀北町の衰退しているこの林業産業をですね、重く政府に呼びかけて、この地のヒノキ、芯の柱にするヒノキ、これは大きな意見書ではないかと思っています。そのために強くこの意見書を政府に理解していただいでですね、是非、今後のそうした高速道路やあるいはいろんな形でのその財産処分のときに、町、もちろん町民が有利な賠償をいただけるように念願して賛成といたします。

以上です。

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり、可決することに決定しました。

追加日程第3

議長

次に追加日程第3 意見書案第2号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書を議題といたします。

提案者より、提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

11番 入江康仁君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

はい。

6番 北村博司議員

意見書案の提出者が三重県議会議長 岩名秀樹になっておりますが、よろしいですか。

これはどういうことですか。県議会名で出すんですか、政府に。

議長

ちょっとお待ちください。休憩します。

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

意見書案第2号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書について、議案について訂正をいたしたいと思います。

お手元に配布の意見書案の三重県議会議長 岩名秀樹とありますが、三重県紀北町議会議長 尾上壽一と訂正をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

どうもありがとうございます。不手際をお詫び申し上げます。

それでは改めて、正規の意見書案を配布させていただきます。

(意見書案配布する)

議長

さきほど申し上げました三重県と言いましたが、紀北町議会議長 尾上壽一でございます。朗読を間違いまして申し訳ございません。訂正の訂正でございます。この紀北町の前に、三重県北牟婁郡紀北町議会議長と訂正をお願いいたします。

それでは入江康仁君より、提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

請願が採択されたことにより、意見書案を提出させていただきます。

紀北町議会議長 尾 上 壽 一 様

提出者 紀北町議会議員 入 江 康 仁

賛成者 同 上 中 村 健 之
同 上 奥 村 武 生

日豪EPA/FTA交渉に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

内容については、次のページをご覧ください朗読に代えさせていただきます。

日豪EPA/FTA交渉に対する意見書（案）

本年から開始するとされている日豪EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられている。オーストラリア政府の要求どおり、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済の影響を含めると、2兆～3兆円規模となるとされています。

また、食料自給率は30%台に低下するなど、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことが予想される。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったように、オーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存するようなことは、世界的な食料不足、危機が心配されているなかで、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねない。

日豪EPA/FTA交渉にあっては、日本農業に多大な影響を与える重要品目の例外措置を確保し、下記事項が反映されるよう強く要望する。

記

1. 日豪EPA/FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。
2. 農産物貿易交渉は農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルートを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月21日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 尾上 壽一

衆議院議長 河野 洋平 様

参議院議長 扇 千景 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

農林水産大臣 赤城 徳彦 様

外務大臣 麻生 太郎 様

以上でございます。

どうかご審議のうえ、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

質疑じゃないんですけれども、本文のですね、最後から2段目のところ、日豪EPA/F
TA交渉にあってはというのはですね、記の部分に書いてあるように、交渉にあってはと
いうふうにしたほうがいいと思いますので、これ一字、たをですね挿入したほうがいいんじ
ゃないですか。

上のほう。

議長

ミスプリントの訂正として、それではミスプリントということで、たを一字加筆してい
たきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

議長

質疑される方はございませんか。

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

質疑ではないんですけれど確認です。朗読でききほど最後の貿易ルールを確立すると本文
ではなっておるんですけれど、朗読されたのはルートと言われたんですけど、どちらが本当
なんでしょうか。

議長

どうぞ。

11番 入江康仁議員

ルートと言いました。ルールでございます。どうもご訂正お願いいたします。

議長

ほかにございせんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷 節夫議員

これも字句なんですけど、上から4行目は肉牛と書いてあるし、記のところに牛肉と書いてある。この統一図ったほうがいい。何か意味があるのか。

議長

答弁したって。

11番 入江康仁議員

谷議員さんの質問です、これ肉牛と牛肉も同じことで、ちょっと。

議長

ちょっと待ってください。

これでいいということね、それじゃこのままと言ってもろたら。

11番 入江康仁議員

これでよろしく願います。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

ちゃんと説明せえということなんで、上のほうのですね、今指摘されたところは、これ分野ということなんです。それで下のほうは品目なんです。そういうことでよろしくこれでお願います。分野と品目ですから。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

分野でという本文やからというどっかの声があったようですが、肉牛でいいんだったら、酪農のうちに含まれています。肉牛生産、乳牛生産は酪農のうちに含まれていますから、2回繰り返しておることなんで、それやったら。牛肉だったら屠殺された加工品ですね。だから干物と鮮魚というのか、だから漁業と水産業の表現というのは加工品も含むわけですけど、その辺の違いと同じで酪農の中に含まれますね、肉牛は。どうですか、大きく分けて乳牛と肉牛に分かれますね。それで生きた肉牛の輸入は認めてないんじゃないですか、どこの国か

らも。あれは検疫が生きたものは認めてないと思いますよ。

ちょっとようわからんけども、認めておるのかな。加工品だけやと思いますよ。この貿易交渉の対象は。

議長

暫時休憩いたします。

(自席で暫時休憩)

議長

それでは会議を再開いたします。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

北村議員の質問にお答えします。

これはあくまでこれを輸入するとかそういうものじゃなくて、この分野に対してのことを言っているわけですね。そして下は品目ということでご理解いただければ、はいよろしくお願いたします。

議長

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり、可決することに決定しました。

議長

以上で、本定例会に付議されました案件はすべて終了しました。

6月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月13日の開会以来、本日まで9日間にわたり、提案されました補正予算案をはじめ、多数の重要議案について、終始ご熱心に審議され、本日、ここにその全議案を議了して、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心からお礼を申し上げる次第であります。

理事者各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見を十分に尊重しつつ、町政全般における住民サービスや福祉の向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われるように希望するものであります。

終わりに、今期中に賜りました議員、理事者各位並びに報道関係各位のご協力に対しまして、心よりお礼を申し上げて、閉会の言葉といたします。

ここで定例会閉会にあたって、奥山町長よりご挨拶がございますので、よろしく願いをいたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

6月町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る6月13日に開会されました、このたびの町議会定例会におきましては、提案いたしました追加議案を含め、12議案、1件の諮問、4件の報告につきまして終始ご熱心にご審議いただき、いずれも原案のとおりご可決賜りまして、誠にありがとうございました。

また、付帯意見の付されました議案第52号 財産の処分についてにつきましては、賜りましたご意見を真摯に受けとめ、早急に協議してまいりたいと考えております。

本定例会はこれで閉会となりますが、行政報告で申し上げましたように、開会直前に係争中の規制対象事業場認定処分取消請求上告事件、同受理申立事件の不受理が決定されたことに伴いまして、報告会を開催させていただくことになりました。

また、その後、海山リサイクルセンターにおけるダイオキシン類の基準超過に関する取り組み状況、及び野々瀬地区土砂採取事業に係る協定書と協議書について、全員協議会を開催させていただくことになっております。

議員の皆様にはお疲れのところ大変恐縮ですが、よろしく願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

議長

ありがとうございました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで会議を閉じます。

なお、午後2時より報告会、及び全員協議会等の会議を開くことといたしたいと思っておりますので、お疲れのところ誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いをいたします。

それでは、これにて平成19年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間、皆さんありがとうございました。

(午後 1時 40分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 19年 9月 11日

紀北町議会議長 尾上 壽一

紀北町議会議員 中本 衛

紀北町議会議員 中津畑 正量